平成２１年（フ）第４３２０号
札幌市厚別区青葉町12丁目４番22号
債務者　片岡　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６９号
札幌市東区北41条東１丁目２番24号　栄幸マンション201号
債務者　鈴木　庫司
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８７号
札幌市西区西野６条３丁目３番10号　西野スカイハイツ102号、申立時の住所札幌市西区宮の沢１条５丁目３番13号
債務者　三國　清治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９３号
札幌市南区石山１条２丁目14番15―113号
債務者　藤田　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４００号
札幌市中央区南４条西16丁目２番25号　ゴールドパレス201号
債務者　伊藤　義将
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１号
札幌市白石区平和通15丁目北18番10号　ルミエールブラウン202号
債務者　吉田　勝徳
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
札幌市白石区平和通15丁目北18番10号　ルミエールブラウン202号
債務者　吉田　香織
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５号
札幌市清田区清田２条１丁目３番25―402号
債務者　影山　潤一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
札幌市北区屯田８条１丁目２番７号　レントハウス４番館３号
債務者　久保美枝子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
札幌市白石区本通12丁目北２番10号　草刈荘１号
債務者　汲川　京子（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
札幌市白石区本通12丁目北２番10号　草刈荘１号
債務者　秋葉真奈美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
札幌市北区北27条西９丁目５番７号　マリンハイツⅡ―102号
債務者　木田　瑞惠
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
札幌市東区北37条東29丁目15番13号　左号
債務者　川村　徳弘
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
札幌市北区新琴似２条13丁目９番32―203号
債務者　藤田　静夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
札幌市東区北37条東10丁目２番18号　吉田マンション６号
債務者　鈴木　渥司（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６号
札幌市北区あいの里４条５丁目７番11号
債務者　佐藤　康幸
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１号
北海道江別市元町14番地の20　サニーハイツ203号
債務者　都築　　博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５号
札幌市北区新琴似３条７丁目１番19号　丸不二101号
債務者　藤中　健一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部